

- 計画の理念
- (1) 子どもが権利の主体であり、子どもの最善の利益を優先
  - (2) 家庭養育優先の原則
    - 子どもが家庭において健やかに育成されるよう、保護者を支援（在宅家庭への支援強化）
    - 家庭における養育が困難または適当でない場合には、「家庭と同様の養育環境」を確保（里親等による家庭養育）
    - これらが適当でない場合には、「できる限り良好な家庭的環境」を確保（児童養護施設等における専門的養育）

■ 計画期間 令和2年度から11年度（10年間）

## 本県の社会的養育の現状

### 《代替養育対象児童数（里親委託、乳児院・児童養護施設入所児童数）の推移》

- ・ 児童人口は減少しているが、代替養育対象児童数はほぼ横ばい
- ・ 児童人口に対する代替養育対象児童数の割合は増加傾向

	2009 [H21]	2011 [H23]	2013 [H25]	2015 [H27]	2017 [H29]	2018 [H30]
児童人口（0～17歳）※1	140,652	136,030	132,140	127,470	123,245	120,894
代替養育対象児童数 ※2	214	193	208	224	209	208
児童人口1000人当たり	1.52	1.42	1.57	1.76	1.70	1.72

※1：10月1日現在（福井県の推計人口）  
※2：3月1日現在の乳児院・児童養護施設・里親への措置児童数（社会的養育の現況調査）

### ◆児童相談所・市町への児童相談件数、特に虐待関連相談件数が増加 児童虐待通告増加等に伴い一時保護児童も増加

〈県児童相談所・市町の児童相談対応件数の推移〉 ※福祉行政報告例

	2014 [H26]	2015 [H27]	2016 [H28]	2017 [H29]	2018 [H30]
県児童相談所	1,882	1,839	2,032	2,253	2,523
うち児童虐待相談	346	353	510	553	638
市町	1,645	1,859	2,074	2,489	2,082
うち児童虐待相談	297	311	330	273	384

〈一時保護件数等の推移〉 ※福祉行政報告例

	2014 [H26]	2015 [H27]	2016 [H28]	2017 [H29]	2018 [H30]
一時保護実件数	130	148	179	201	170
一時保護延べ日数	5,106	4,749	4,977	6,159	5,927
1日あたり一時保護児童数	14.0	13.0	13.6	16.9	16.2

### ◆登録里親数・里親委託率とも増加しているが、全国平均より低い

〈登録里親数、児童の里親委託・施設入所数の推移〉 ※福祉行政報告例：年度末現在

	2014 [H26]	2015 [H27]	2016 [H28]	2017 [H29]	2018 [H30]	
登録里親数（組）	74	83	94	96	99	
代替養育児童数	児童数(A)	19	28	31	29	33
	委託率(A/C)	9.4%	13.3%	13.4%	13.4%	16.5%
	(同 全国)	(16.5%)	(17.5%)	(18.3%)	(19.7%)	-
施設入所	児童数(B)	183	184	200	187	167
児童数 計 (C=A+B)	202	212	231	216	200	

### ◆乳児院・児童養護施設では小規模化・地域分散化の取組みが進む

〈施設定員および小規模ケア対象定員（内数）の推移〉 ※4月1日現在

	2015 [H27]	2016 [H28]	2017 [H29]	2018 [H30]	2019 [H31]
乳児院（2施設）	32	32	32	33	33
小規模グループケア	0	0	0	10	10 (33%)
児童養護施設（5施設）	210	210	211	205	205
小規模グループケア	72	72	67	99	139 (68%)
分園・地域小規模施設	7	13	25	25	25 (12%)

## 代替養育を必要とする子どもの数の見込み

- ・ 児童人口の減少と代替養育対象児童数割合の増加傾向を勘案し、年齢区分ごとに推計

	H28～30 平均	2024 [R6]	2029 [R11]
児童人口（0～17歳）※1	-	110,671	102,543
児童人口1000人当たり ※2	-	2.00	2.23
代替養育対象児童数 ※3	216	222	229
3歳未満児	12	12	13
3歳以上就学前	29	30	31
学童期以降	175	180	185

※1：国立社会保障・人口問題研究所 都道府県別将来推計人口から推計  
※2：過去10年間の対象児童割合の増加率から推計  
※3：※1×※2により算出、年齢区分は直近3年平均の構成比により按分

## 里親委託・施設入所児童数の見込み

- ・ 家庭と同様の養育環境を確保するため里親委託を推進
- ・ 施設での養育が必要な子どもには十分な受け皿を確保

	2018 [H30]	2024 [R6]	2029 [R11]	
登録里親数	99組	130組	190組	
代替養育児童数	里親委託	33人	50人	92人
	施設入所	167人	172人	137人
	合計	200人	222人	229人
	里親委託率	17%	23%	40%

## 施策の方向性と主な取り組み

### 1 家庭での養育支援体制の強化

- 市町の子ども家庭相談体制への支援
  - ・ 市町担当者の人材育成研修
- 児童相談所の体制および専門性の強化
  - ・ 専門職員の確保と計画的な人材育成
  - ・ 介入的対応と支援機能の分化による体制強化
- 児童相談所、市町、児童家庭支援センター、母子生活支援施設等の連携による在宅家庭の支援強化
  - ・ 要保護児童対策協議会参画、指導委託等の推進

【目標】  
子ども家庭総合支援拠点設置市町数 5→17

### 2 里親等による家庭養育の推進

- 児童相談所と民間機関によるフォostリング機関の体制を整備し、里親支援を充実
  - ・ 里親制度の周知による全市町での里親登録促進
  - ・ 養育里親への研修支援等により専門里親を育成
  - ・ 未委託里親へのトレーニング体制整備
  - ・ 子どもと里親家庭のマッチング、実親の同意促進
  - ・ 委託後の里親への相談・支援体制の充実
- 児童相談所による養子縁組に関する相談・支援

【目標】  
登録里親数 99組 → 190組

### 3 施設の小規模・地域分散化、高機能化等の支援

- 施設養育を必要とする子どもの十分な受け皿の確保
- 家庭的環境確保のための小規模・地域分散化の支援
- 施設機能を生かし、将来の入所児童減少も見据えた高機能化・多機能化、機能転換の支援
  - ・ ケアニーズが特に高い子どもの受入体制整備
  - ・ 一時保護専用施設の整備
  - ・ 育児指導、産前産後母子支援事業等の実施
  - ・ 退所児童等の自立支援事業の実施
  - ・ 里親フォostリング機関事業の実施（再掲）
- 専門的ケアを提供するための施設職員育成への支援

### 4 施設入所児童等の自立支援の推進

- 施設入所児童等の希望に応じた進学・就職の支援
- 児童養護施設等による退所児童の自立支援を支援
- 自立援助ホームや退所児童等の交流の場の設置支援

### 5 子どもの権利擁護と安全最優先の一時保護体制整備

- 子どもに安全で適切なケアを提供するための一時保護所の体制強化
  - ・ 職員体制の充実
  - ・ 老朽化した一時保護所の改築
- 子どもの特性や通学に対応するため、里親や施設への一時保護委託を活用、一時保護専用施設の整備
- 特に特別な配慮を必要とする児童の受入機関の確保